監査公表第　４ 号

令和８年５月１８日付け、地方自治法第２４２条第１項の規定により提出された住民監査請求について、監査結果を同法同条第５項により別紙のとおり公表します。

令和８年７月１７日

大川市監査委員　　木　下　　剛
大川市監査委員　　永　尾　　学

住民監査請求に係る監査結果

第１　監査の請求

１　請求人

住所　大川市大字＊＊＊＊＊＊＊＊

氏名　＊＊＊＊＊　外７４名

２　請求書の提出

令和８年５月１８日

３　請求の要旨（原文のとおり）

大川市が大野島に計画していた総事業費８９億円にのぼる大型プロジェクト「大川の駅」は年間１００万人もの集客をあてにするという、客観的にみて、その事業の継続が不可能な事業であった。

人口３万人の大川市は一般会計で１４４億円の負債をかかえ、無駄な事業をする余裕はない厳しい財政状況にあり、これに「大川の駅」の失敗(大赤字)が加われば、大川市民の教育・福祉等すなわち生活に大打撃を与えるのは必至であった。

この無謀な事業計画に対して、６５００人をこえる大川市民が反対署名を２０２４(令和６)年６月に提出し（市は受取拒否)、さらに同年９月の市長選挙において最大の争点になっていたことから、倉重良一大川市長（当時）は市長選挙の結果を待つべきであったのにもかかわらず、「大川の駅」事業を強行し、整備予定地地盤対策工事等を進め、２０２５(令和７)年５月２９日に１億３千万円を支出するなど、総額２億８３００万円の公金を支出した。

倉重良一・前市長が強引に進めた違法・不当な公金支出によって大川市は甚大な被害（損害）を蒙っているので、速やかに是正・回復すべきである。

よって、監査委員は市長に対して次のとおり勧告するよう求める。

記

前市長倉重良一に対して、大川市へ２億８３００万円を返還するよう求めること。

上記のとおり、地方自治法第２４２条１項の規定により、別紙事実証明書を添付のうえ、必要な措置を請求する。

４　事実証明書（原文のとおり）

□事業概要

「大川の駅」事業は大川市が大野島に８９億円をかけて道の駅ゾーン約４万３０００平方メートルに、「道の駅」及び「川の駅」、地域振興施設等を建築して、年間１００万人の

集客を見込むというもの。

□工事の進行状況と公金の支出

「道の駅」予定地地盤対策工事として、２０２４年6月１７日から２０２５年4月３０日までの工期に関して約2億６３００万円を支出した。あわせて、仮設搬入路の建設・撤去費用として２０００万円近くを支出し、合計2億８３００万円の公金を支出した。

ちなみに、２０２５年5月２９日、前記地盤対策工事費として1億３３２８万円の公金を支出している。

□市民の声

大川市の無謀な「大川の駅」事業に対して大川市民６５００人以上が反対署名を集めて、２０２４(令和6)年6月までに提出した（大川市は受取拒否）。

また、同年9月におこなわれた大川市長選挙において、「大川の駅」事業の当否が最大の争点となり、事業を推進していた倉重良一前市長は落選した。

□無駄な公金支出

倉重良一市長（当時）は、市民多数の反対署名を受け、大川市長選挙の結果が出るまで、「大川の駅」事業の進行を見合わせるべきであったのにもかかわらず事業を強行したことから、前記工事費2億８３００万円もの無駄な公金を支出した。その責任をとるべきである。

第２　請求の受理

本件請求については、地方自治法第２４２条に定める要件を具備していると認め、令和８年6月１日に受理した。

提出された請求書及び事実証明書について要件を審査する過程において、本件請求には地方自治法第２４２条第２項に定める当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過した財務会計行為に関する主張が含まれているものの、当該行為のあった日又は終わった日から１年以内に行われた財務会計行為についても監査を求める内容が含まれていたことから、地方自治法第２４２条第２項の規定との関係についても併せて判断することとした。

第３　監査の実施

１　監査の期間　　令和８年6月１日～7月１４日

２　監査対象課

大川の駅整備振興課、総務課、会計課

3　請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第２４２条第７項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、令和８年６月１１日に請求人Ａ、請求人Ｂ、請求人Ｃ、請求人Ｄ並びに請求人Ａ及び請求人Ｄの代理人Ｅから証拠の提出及び陳述がなされ、さらに、令和８年６月２２日に請求人Ｆから証拠の提出及び陳述がなされた。

《証拠書類提出》

（１）令和８年６月１１日請求人提出

甲１．「大川の駅」事業

甲２．「大川の駅」ニュース

甲３．「大川の駅」の事業予算執行

甲４．大川市長選挙における広報

甲５．「大川の駅」（道の駅）反対の署名活動

甲６．「大川の駅」に関する新聞記事

甲７．大川市の財政状況

甲８．同前

（２）令和８年６月２２日請求人提出

乙１．「大川の駅」予算執行額

乙２．入札結果表

4　監査の方法

地方自治法第２４２条第１項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、当該行為によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

請求人から提出された住民監査請求書、事実証明書、証拠書類及び陳述内容を確認するとともに、監査対象課より関係書類の提出を求め、その内容を調査した。

調査対象とした主な資料は、契約関係書類、工事完成検査関係書類、支出負担行為書、支出命令書その他財務会計関係書類である。

なお、本件請求については、監査対象となる財務会計行為の内容及び手続きが関係書類により十分確認でき、適法性及び妥当性の判断に必要な事実関係が把握できたことから、

監査委員の合議により関係職員からの説明聴取は実施しなかった。

5　監査対象事項

地方自治法第２４２条第２項は、当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き住民監査請求をすることができない旨を規定している。

同規定について、最高裁判所は、「地方自治法第２４２条第２項本文は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、１年を経過してからはじめて明らかになった場合等にも右の趣旨を貫くことが相当でないことはいうまでもない。そこで、同項但書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとしたのである（最高裁昭和６３年４月２２日判決）。」旨を例示している。このことは、正当な理由がない場合、財務会計上の行為に関する法律関係の早期安定を図る趣旨によるものであると解されている。本件請求において、監査請求日前１年を経過している財務会計行為に対する請求に関し、請求人から「正当な理由」について特段の主張はなされなかった。

さらに、公金の支出を構成する支出負担行為、支出命令及び支出について、最高裁判所は、「公金の支出は、具体的には、支出負担行為（支出の原因となるべき契約その他の行為）及び支出命令がされた上で、支出（狭義の支出）がされることによって行われるものである（地方自治法２３２条の３、２３２条の４第１項）。これらのうち支出負担行為及び支出命令は当該地方公共団体の長の権限に属するのに対し、支出は出納長又は収入役の権限に属するのであり、そのいずれについてもこれらの者から他の職員に委任等により各別に権限が委譲されることがある。また、これらの行為に適用される実体上、手続上の財務会計法規の内容も同一ではない。このように、これらは、公金を支出するために行われる一連の行為ではあるが、互いに独立した財務会計上の行為というべきものである。そして、公金の支出の違法又は不当を問題とする監査請求においては、これらの行為のいずれを対象とするのかにより、監査すべき内容が異なることになるのであるから、これらの行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるものである（最高裁平成１４年７月１６日判決）。」旨を例示している。このことは、地方自治法第２４２条第２項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきであると示されており、本件請求においても、請求人が主張する事業全体の経緯を踏まえた監査ではなく、個々の財務会計行為ごとに監査請求期間の適否を判断することとした。

請求人は、請求日前１年を経過した契約行為について、違法又は不当な手続きが行われ

た疑いがあること、さらに、個々の財務会計行為のみならず、「大川の駅」事業全体の経過及びそれに伴う公金支出の妥当性について問題提起をしている。

しかしながら、地方自治法第２４２条第２項に規定する監査請求期間は、個々の財務会計行為ごとに判断すべきものであり、一連の事業全体を一体として判断するものではないと解される。

また、地方自治法第２４２条第２項は「当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しているところ、同項ただし書に規定する「正当な理由」については、請求人から特段の主張も無いため、これが存するとは認められない。

したがって、監査請求日前１年を経過している令和７年５月１７日以前の財務会計行為である大川の駅整備仮設搬入路設置工事（令和５年度・令和６年度）に係る契約締結及び履行並びに公金の支出についての請求、道の駅整備予定地地盤対策工事に係る支出負担行為、支出命令及び支出（前払金）についての請求は、不適法である。

これらにより、本件請求については、以下のとおり決定した。

道の駅整備予定地地盤対策工事に係る令和７年５月２９日の公金の支出についての請求並びに仮設搬入路撤去工事に係る契約締結及び公金の支出についての請求を監査対象事項とする。

第４　監査委員の判断

監査対象とした次の２点について判断する。

１　道の駅整備予定地地盤対策工事に係る財務会計行為

道の駅整備予定地地盤対策工事に係る財務会計行為について調査した結果は、下表のとおりである。

財務会計行為の種類	日　付	金額（単位：円）
支出負担行為（契約締結）	令和６年６月１７日	326,172,000
支出命令（前払金）	令和６年７月１２日	130,000,000
支出（前払金）	令和６年７月２５日	130,000,000
変更支出負担行為（変更契約締結）	令和６年１２月２日	△18,220,400
変更支出負担行為（変更契約締結）	令和７年３月２５日	△44,671,000
変更支出負担行為（繰越　６年度減）	令和７年３月３１日	△133,280,600
変更支出負担行為（繰越　７年度増）	令和７年４月　１日	133,280,600
支出命令	令和７年４月２８日	133,280,600
支出	令和７年５月２９日	133,280,600

道の駅整備予定地地盤対策工事に係る令和７年５月２９日の支出については、監査請求日前１年以内に行われたものであり、地方自治法第２４２条第２項本文の規定による請求期間の制限には抵触しないことから、監査対象としてその違法性又は不当性について検討した。

請求人は、道の駅整備予定地地盤対策工事は、市長選挙の結果を待たずに事業を強行したこと、事業計画自体に合理性を欠いていたこと等から違法又は不当であり、これに基づく公金の支出も違法又は不当である旨を主張する。

しかしながら、当該行為は、現市長の支出負担行為に基づき会計管理者の権限において行われた財務会計上の行為であり、前市長への損害賠償を求める理由はない。

なお、提出された支出関係書類その他関係書類を調査した結果、本件支出が地方自治法、大川市契約規則又は大川市事務決裁規程並びに大川市金銭会計規則に違反して行われた事実は認められず、また、その他に違法又は不当な公金の支出であると認めるに足りる事情も確認できなかった。

２　仮設搬入路撤去工事に係る財務会計行為

仮設搬入路撤去工事に係る財務会計行為について調査した結果は、下表のとおりである。

財務会計行為の種類	日　付	金額（単位：円）
支出負担行為（契約締結）	令和７年　９月２４日	18,931,000
支出命令（前払金）	令和７年１０月１７日	7,572,000
支出（前払金）	令和７年１０月３０日	7,572,000
変更支出負担行為（変更契約締結）	令和８年　２月２７日	△803,000
支出命令	令和８年　３月３１日	12,162,000
支出	令和８年　４月１６日	12,162,000

仮設搬入路撤去工事に係る支出負担行為、支出命令及び支出は、いずれも監査請求日前１年以内に行われたものであり、地方自治法第２４２条第２項本文に規定する監査請求期間の制限には抵触しないことから、監査対象としてその違法性又は不当性について検討した。

請求人は、本件撤去工事は「大川の駅」事業を強行したことに起因して実施されたものであり、本来不要であった工事費を支出したことは違法又は不当な公金の支出である旨を主張している。

しかしながら、当該行為は、現市長のもと事務の委任を受けた職員及び会計管理者において行われた財務会計上の行為であり、前市長への損害賠償を求める理由はない。

なお、提出された契約関係書類、工事完成検査関係書類、支出負担行為書、支出命令書、その他関係資料を調査した結果、本件撤去工事に係る各財務会計行為について、地方自治法、大川市契約規則又は大川市事務決裁規程並びに大川市金銭会計規則に違反

して行われた事実は認められなかった。

また、本件撤去工事は、事業中止の方針決定に伴い既設の仮設搬入路を撤去し、現状回復を図るために実施されたものであり、その実施自体に著しく合理性を欠く事情や、その他に違法又は不当な財務会計行為であると認めるに足りる事情は確認できなかった。

第５　結論

以上のとおり監査した結果、

令和７年５月１７日以前の財務会計行為である大川の駅整備仮設搬入路設置工事（令和５年度・令和６年度）に係る契約締結及び履行並びに公金の支出についての請求、道の駅整備予定地地盤対策工事に係る支出負担行為、支出命令及び支出（前払金）についての請求は却下する。

また、道の駅整備予定地地盤対策工事に係る令和７年５月２９日の支出並びに仮設搬入路撤去工事に係る支出負担行為、支出命令及び支出についての請求には、いずれも理由がないことから、これらを棄却する。

以上決定する。